

# 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

- 普通職業訓練の自動車整備科及び自動車車体整備科の訓練基準については、訓練を実施する職業能力開発校が自動車整備士養成施設の指定を受け、訓練受講者が訓練修了後に自動車整備士の受験資格等を得ることができるよう、自動車整備士技能検定規則（以下「整備士規則」という。）に則して定めている。
- 今般、国土交通省において、求められる自動車整備技術の変化等に対応するため、自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しが行われ、整備士規則が改正されたこと等に伴い、引き続き自動車整備士養成施設の指定を受けられることができるようにする等のため、能開則について、所要の改正を行う。

【施行】令和7年4月1日（②については令和9年1月1日）（予定）

## 改正内容

### ① 普通課程の普通職業訓練の訓練基準（能開則別表第2関係）

自動車整備士養成施設の指定に必要なとなる科目等の整備士規則等の見直しに伴い、能開則別表第2中、右記の2科について「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」、「教科」及び「訓練期間及び訓練時間」の規定を改正。

#### 第二種自動車系自動車整備科



教科

専攻実技「故障原因探究実習」を  
専攻実技「自動車整備実習」に統合

訓練  
時間

専攻学科 230時間 → **232** 時間  
専攻実技 1140時間 → **1143** 時間

（「電子制御装置」を教科の細目にそれぞれ追加）

#### 第二種自動車系自動車車体整備科



教科

訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲と専攻学科・専攻実技にそれぞれ「電子制御装置」を追加

訓練  
時間

専攻実技 880 時間 → **900** 時間

（「電子制御装置の整備実習」を教科の科目に追加）

### ② 職業訓練指導員試験の受験資格及び試験免除（能開則別表第11の3関係）

自動車整備士資格の各種名称が変更されたことに伴い、能開則別表第11の3中、右記の2科の免許職種について「受験することができる者」及び「試験の免除を受けることができる者」に右記の資格の合格証書を有する者を追加。

#### 自動車整備科



一級

二級

自動車整備士（総合）

一級

二級

自動車整備士（二輪）

#### 自動車車体整備科



一級

二級

自動車整備士（総合）

自動車車体・電子制御装置整備士